

有効期限延長証明書

新型コロナウイルス感染拡大の防止における特別処置対応としてスタッド溶接技術技術証明書の有効期限が、下記の期間に該当する技術証明書を所有している溶接技能者に対して、下記のとおり有効期限を延長することを証明いたします。但し、次回継続・更新時の有効期限は、現行の有効期限から3年間といたします。

記

対象となる現在所有の技術証明書有効期限

【現行の有効期限】

【延長後の有効期限】

- ・ 2020年 6月 30日
- ・ 2020年 9月 30日
- ・ 2020年 12月 31日
- ・ 2021年 3月 31日
- ・ 2021年 6月 30日
- ・ 2021年 9月 30日

2021年 12月 31日

- 注1) 現時点での開催時期は未定ですが、【延長後の有効期限】内に開催される技術講習会および実技検定試験を必ず受験し、【継続手続き】・【更新手続き】をお願いします。
- 注2) 「延長後の有効期間満了日」までに、今後予定される技術検定試験（更新試験）または技術講習会（座学）を受講し、各種申請を行った場合は、「本来（延長前）の有効期間満了日」から3年間とした正規の継続・更新サイクルにて技術証明書を交付します。
- 注3) 現行の技術証明書には別途お送りした「有効期限延長シール」を所定の場所に貼り付け、「本有効期限技術証明書」と併用して使用願います。なお、本証明書については新型コロナウイルス感染拡大の防止における特別処置対応であることをご理解いただきますようお願い申し上げます。

〒108-1044 東京都港区芝 5-29-22

ライオンズマンション・フェリス三田 1003

一般社団法人 スタッド協会

